

富士市アクセラレーションプログラム実施業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、富士市アクセラレーションプログラム実施業務委託の受託者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

富士市アクセラレーションプログラム実施業務委託

(2) 業務内容

本業務は、革新的なビジネスモデルにより新たな市場を創出し急成長する企業等や、地域課題の解決を志向する企業等、第二創業や社内ベンチャーなど新たな事業・分野に取り組もうとする企業等（以下、「スタートアップ等」という。）に対してアクセラレーションプログラムを実施し、本市のロールモデルとなるようなスタートアップ等の創出や成長を図る。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 支払限度額

15,800,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 担当課（問合せ先）

富士市 産業交流部 産業支援課 地域産業支援センター（担当：畑崎）
〒417-0058 静岡県富士市永田北町3番3号 富士市立中央図書館分館2階
電話番号 0545-52-6777（直通）
FAX番号 0545-52-6788
電子メールアドレス sangyou-center@ex.city.fuji.shizuoka.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 革新的なビジネスモデルの創出や急速な成長を目指す者、地域課題解決や新たな事業・分野に取り組もうとする者への支援について、理解やノウハウを有し、かつ本業務の実施に当たり、その意図や目的を十分に理解した上で、実務を担当する業務責任者及び業務担当者を定めて適切な人員配置の基で進めることができること。
- (2) 情報セキュリティ関連の知見を有するなど、知りえる企業秘密等を適正に保持できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (5) 企画提案書の提出日の提出期限の日までに、富士市競争入札参加資格者名簿（物品の買入れ等）に登録されている者であり、かつ、「富士市工事請負契約等に係る指名停

止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

6 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。

なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	公告	令和8年4月10日（金）	富士市ウェブサイトへの掲載
2	参加表明に関する質問書の提出期限	令和8年4月15日（水）	電子メールのみによる提出
3	参加表明に関する質問回答の公表	令和8年4月16日（木）	富士市ウェブサイトへの掲載
4	参加表明書及び参加資格確認書類の提出期限	令和8年4月20日（月）	持参及び電子メールによる提出
5	参加資格確認結果通知	令和8年4月21日（火）	電子メールによる通知
6	企画提案書等の提出に関する質問書の提出期限	令和8年4月28日（火）	電子メールのみによる提出
7	企画提案書等の提出に関する質問回答の公表	令和8年4月30日（木）	富士市ウェブサイトへの掲載
8	企画提案書等の提出期限	令和8年5月8日（金）	持参及び電子メールによる提出
9	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和8年5月8日（金）	持参又は郵送による提出
10	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年5月14日（木）	
11	優先交渉権者の特定等結果通知	令和8年5月中旬	電子メールによる通知及び富士市ウェブ

			サイトへの掲載
1 2	契約	令和8年5月下旬	

7 参加表明に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年4月10日（金）から同年4月15日（水）まで（最終日は、午後3時までとする。）

(2) 質問書の提出方法

参加表明に関する質問書（様式1）に記入の上、電子メールで提出すること。また、担当課に電話にてその旨を連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は受け付けないものとする。

(3) 提出先

富士市 産業交流部 産業支援課 地域産業支援センター

電子メールアドレス sangyou-center@ex.city.fuji.shizuoka.jp

(4) 質問回答日

令和8年4月16日（木）

(5) 回答方法

富士市ウェブサイトに掲載する。

URL：

https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1035070000/acceleration_bosyu.html

(6) その他

質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

(1) 提出期間

令和8年4月10日（金）から同年4月20日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）

(2) 提出方法

持参及び電子メールにより提出とする。

紙媒体：持参（日曜日及び土曜日を除く。）

※ 書類の確認を行うため、持参する日時を事前に電話にて予約すること。

電子媒体：電子メール

(3) 提出先

富士市 産業交流部 産業支援課 地域産業支援センター

〒417-0058 静岡県富士市永田北町3番3号 富士市立中央図書館分館2階

電子メールアドレス sangyou-center@ex.city.fuji.shizuoka.jp

- (4) 提出書類
指定の様式による。

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式2	1部
2	会社概要書	様式3	1部
3	法人等の主なスタートアップ支援関連業務実績表（過去5年間：令和3年度～令和7年度のうち、実績がある年数分。）	様式任意	1部
4	業務責任者及び業務担当者の主なスタートアップ支援関連業務実績表（過去5年間：令和3年度～令和7年度のうち、実績がある年数分。）	様式任意	1部
5	直近3年分の決算状況がわかる財務諸表等	様式任意	1部

9 参加資格要件の審査結果通知

プロポーザル参加表明書、会社概要書及び法人等の過去5年間（令和3年度～令和7年度）の業務実績書等を基に参加資格を確認する。その結果は令和8年4月21日（火）に、参加表明者に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式4）」により通知する。

なお、参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に、富士市産業交流部産業支援課地域産業支援センターへ書面（任意書式）にて行うものとする。請求に対する対応は、書面にて回答する。

10 企画提案書等の提出に関する質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は受け付けないものとする。

(1) 受付期間

令和8年4月21日（火）から同年4月28日（火）まで（最終日は、午後3時までとする。）

(2) 質問書の提出方法

「企画提案書等の提出に関する質問書（様式5）」に記入の上、電子メールで送付すること。また、担当課に電話にてその旨を連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は受け付けないものとする。

(3) 提出先

富士市 産業交流部 産業支援課 地域産業支援センター

電子メールアドレス sangyou-center@ex.city.fuji.shizuoka.jp

(4) 質問回答日

令和8年4月30日（木）

(5) 回答方法

富士市ウェブサイトに掲載する。

URL :

https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1035070000/acceleration_bosyu.html

(6) その他

質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

1.1 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和8年4月21日(火)から同年5月8日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、午後3時までとする。)

(2) 提出方法

持参及び電子メールにより提出とする。

紙媒体：持参(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

※ 書類の確認を行うため、持参する日時を事前に電話にて予約すること。

電子媒体：電子メール

(3) 提出先

富士市 産業交流部 産業支援課 地域産業支援センター

〒417-0058 静岡県富士市永田北町3番3号 富士市立中央図書館分館2階

電子メールアドレス sangyou-center@ex.city.fuji.shizuoka.jp

(4) 提出書類

指定の様式による。

No.	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書	様式6(企画提案内容は日本産業規格A4判縦型、15ページ以内)	6部 (正本1部、副本5部)
2	業務実施体制	様式7	6部 (正本1部、副本5部)
3	業務工程計画 (実施スケジュール)	様式任意(日本産業規格A3判横型)	6部 (正本1部、副本5部)
4	見積書及び内訳書	様式任意(消費税及び地方消費税を含む。)	6部 (正本1部、副本5部)

(5) 留意事項

ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。

イ 企画提案書の内容は、富士市アクセラレーションプログラム実施業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)の内、「4 委託内容」を基に、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

ウ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。

エ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

オ 評価委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、評価委員が理解しやすいものとする。

カ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

キ 企画提案書については、下段余白中央にページ番号を付すこと。

1.2 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、以下のとおり「プロポーザル参加辞退届（様式8）」を持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年5月8日（金）午後3時
- (2) 提出方法
持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (3) 提出先
富士市 産業交流部 産業支援課 地域産業支援センター
〒417-0058 静岡県富士市永田北町3番3号 富士市立中央図書館分館2階

1.3 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日時
令和8年5月14日（木）
※ 詳細の時間は、別途通知する。
- (2) 実施場所
富士市永田北町3番3号 富士市立中央図書館分館1階 DX・テレワーク実践会議室
- (3) 出席者
3人以内とする。
- (4) 所要時間
企画提案者当たり50分以内とする。（企画提案者からの説明30分、質疑応答20分）
- (5) 実施の順番
企画提案書の受付順とする。
- (6) その他
ア 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。
イ プレゼンテーションに当たって機器（パソコン等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、投影機器は、本市で用意する。
ウ 必要機器のセッティング及び片付けの時間は、提案者からの説明（30分）に含めるものとする。
エ 企画提案書の記載順で説明すること。
オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

1.4 評価項目及び評価基準並びに採点基準

企画提案書等に対する評価項目及び評価基準（配点100点）は、以下のとおりとする。

(1) 評価項目及び評価基準（提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

評価項目		評価基準		配点
配置予定 責任者の 能力等	業務実績・ 成績	運用管理体制	業務責任者及び担当者にスタートアップ支援関連業務の経験があり、運営する能力が備わっているか。	5点
	業務の安定 性・信頼性	信頼性	法人等にスタートアップ支援関連業務の実績があり、企画内容を実現できる能力が備わっているか。	5点
		業務遂行能力	資料完成度の高さ、ヒアリングの説明力、取組意欲があるか。	5点
実施方針	業務理解度	本業務に対する理解度	本業務の趣旨、目的等を正しく理解した提案となっているか。	5点
	実施体制・ 手順	実施体制	本業務に必要なとなる十分な実施体制が示されているか。	5点
		実施計画	本業務に必要なとなる計画・工程が示されているか。計画は妥当であるか。	10点
		信頼性・柔軟 性・安全性(危 機管理等)	本業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘の有無等	5点
評価テー マに対す る企画提 案	スタートア ップ等の事 業化に対す る総合的な 支援の実施	企画能力	スタートアップ等に対する支援方法や支援内容は適切であり、その効果が見込めるか。	10点
			市内におけるスタートアップの機運醸成やネットワーク形成の方法は適切であり、その効果が見込めるか。	10点
			産官学金等の多様な団体との連携や協業方法は検討できているか。	5点
		実現能力	有望な支援対象者に対するアプローチを期待できるか。	10点
			富士市及び支援対象者が求める連携や協業を理解して、マッチング及び成長支援を実現できるか。	10点
		発信能力	進捗状況報告の実施方法は適切であるか。	5点
			事業の周知に必要なチラシ等の広報物は効果的に計画されているか。	5点
見積金額	[審査点] = (最も安価な業者の見積金額 / 当該事業者の見積金額) × 5 ※小数点以下の数値は最終計算結果で小数点以下第1位を四捨五入する。		5点	
合 計				100点

(2) 採点基準

採点基準は以下のとおりとする。

評価点	採点基準
5	特に優れている。(趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる。)
4	優れている。(趣旨以上の効果が期待できる。)
3	普通(趣旨に合致している。)
2	劣る。(趣旨に一部合致していない。)
1	著しく劣る。(趣旨に合致しておらず、効果を期待できない。)

上記の評価点は、評価項目及び評価基準の配点のうち、10点の場合は2倍して適用する。

1.5 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

ア 企画提案書の審査は、審査委員会で行う。

イ 提出された企画提案書等の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が本要領1.4で定める「評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、審査委員全員の合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者として特定する。

ウ 本要領5に定める参加資格要件及び本要領1.1に定める内容を満たさない企画提案は失格とする。

エ 同一点数が2者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い企画提案者を上位とし、次点者についても同様とする。

オ 適切な提案がない場合(評価項目及び評価基準点の合計点が60%未満)には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

(2) 審査結果の公表

ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」(様式9)を、令和8年5月中旬に電子メールにて送付する。

なお、優先交渉権者及び次点者として特定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールで通知した翌日から起算して5営業日以内に書面(任意様式)にて請求するものとし、本市は書面にて回答する。

イ 審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和8年5月中旬に富士市ウェブサイトで公表する。

URL :

https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1035070000/acceleration_kekka.html

ウ 審査結果に関する異議申立ては受け付けないものとする。

エ 企画提案者は、審査の経緯及び結果の説明並びに自己の合計点及び順位の開示を求めることができる。この場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールで通知した翌日から起算して5営業日以内に書面(任意様式)にて請求するものとし、本市は書面にて回答する。

なお、評価内容の開示は行わないものとする。

1.6 契約の締結

(1) 審査方法等

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、以下のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

ア 優先交渉権者が審査後、本要領5に定める参加資格要件を満たすことができなくなったとき。

イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。

ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

(2) 契約締結日

令和8年5月下旬（予定）

1.7 業務の範囲

本業務の範囲は、仕様書に記載した内容を基本とするが、富士市及び優先交渉権者との協議の上、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は修正し、見積金額を超えない範囲で契約額を調整して契約できるものとする。

1.8 留意事項

(1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(2) 失格となる企画提案者

ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

(ア) 本要領2(4)「支払限度額」の金額を超えた見積書を提出した場合

(イ) 本要領1.1に定める企画提案書に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 本要領1.3「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合

イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

(ア) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合

(イ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合

(ウ) その他審査委員会が不適格と認めた場合

(3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。

(4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、企画提案者の負担とする。

(5) 提出された書類の返却はしないものとする。

(6) 電子メール等の通信事故については、本市は責任を負わないものとする。